

# 日本核物質管理学会（INMMJ）会則

## 第Ⅰ条 一 名称および事務所

本組織の名称は、日本核物質管理学会（以下、「INMMJ」という）とする。INMMJは、東京に事務所を置く。

## 第Ⅱ条 一 目的

INMMJの目的は、INMM 米国本部会則第Ⅱ条（目的）に基づき、核物質管理の分野における諸活動を推進することである。

## 第Ⅲ条 一 政策課題に対する INMM 米国本部の方針

INMMJ またはその会員は、INMMJ の全ての活動において、INMM 米国本部の方針を遵守することが義務付けられる。

## 第Ⅳ条 一 内規および事業年度

### 第Ⅰ項：内規

INMMJ は第Ⅱ条の目的を達成するため、本会則と齟齬のない追加的な要件、細目および説明を含む内規（INMMJ の運営マニュアル）に従って業務を遂行する。

### 第Ⅱ項：事業年度

INMMJ は、INMM 米国本部事務局に合わせて、10月1日から翌年の9月30日までを事業年度（会計年度も同じ）として、事業計画および年間予算に基づく諸活動を行う。

## 第Ⅴ条 一 会員

### 第Ⅰ項：入会資格

1. INMMJ の会員（正会員および学生会員）は、核物質管理およびその関連する分野で活動し、第Ⅱ条に定める目的を推進することに関心のある個人とする。
2. 民間企業、団体、研究機関、その他の組織または個人は、本会則に定める条件および権利の下で賛助会員となることができる。

### 第Ⅱ項：入会申請

1. 入会を希望する者（正会員および学生会員）は、INMM 米国本部事務局発行の「新規入会申請書」（英文）および所定の「入会申請書」に記入し、両申請書を庶務理事に提出する。庶務理事は全ての入会申請書を審査し、入会申請者が会員資格基準を満たすか否かを判断する。この基準を満たしている場合、当該入会申請者は INMM 米国本部のメンバ

- ーおよび INMMJ の会員として承認される。
2. 庶務理事は、入会申請者が会員資格基準を満たしていないと判断した場合、会長と協議の上、申請の最終的な取扱いを決定する。
  3. INMMJ が入会を承認した場合、庶務理事は、入会申請書と入会申請者が会員資格基準を満たす旨の文書を INMM 米国本部メンバーシップ委員会に提出し、メンバーシップ登録を受ける。
  4. INMM 米国本部事務局からメンバーシップ登録完了の通知を受けた場合、庶務理事は、入会申請者に通知し、当該年度の年会費（以下、「会費」という）を請求する。但し、7月1日から9月30日までの期間に会員登録を行った場合、納入された会費は、当該年度の残りおよび次年度の会費が納入されたものとみなす。
  5. 賛助会員として入会を希望する民間企業、団体、研究機関、その他の組織または個人は、内規に基づき入会を申請する。

### 第3項：棄却

入会申請が棄却された場合、会長は入会申請者に対し棄却理由を明記した文書によって通知する。入会申請者は、指摘された特定の問題点を修正し、改めて入会申請をすることができる。

### 第4項：会費

1. 各事業年度（10月1日～9月30日まで）の会費は、当該年度の12月末までに納付される。但し、賛助会費の支払い期日については、所定の事情を庶務理事に申し出ることにより、事業年度内で変更することができる。
2. INMMJ の会費の額は、INMMJ の理事会が定める。
3. 年度途中での退会の場合、会費は返却しない。
4. 会費の納入および滞納に関する規定は、内規に定める。
5. 理事会は、長期失業などが明示された適切な理由を承認した場合、当該年度の会費納入を免除することができる。なお、会員は前年度の9月末までに、その理由を書面で庶務理事に提出する。
6. 上記の書面による理由は、電子メールにより提出することもできる。

### 第5項：学生会員

1. 学生会員は、入会時または更新時に、大学または高等専門学校、もしくはそれに準ずる教育機関に学生として登録されている者とする。
2. 常勤で勤務する者は、原則、学生会員となる資格を有しない。
3. 学生会員に関する規定は、内規に定める。

## 第6項：賛助会員

1. 民間企業、団体、研究機関、その他の組織または個人が、第Ⅱ条に定める目的に賛同し、INMM 米国本部の目的に沿って行われる INMMJ の活動を推進・支援するために毎年資金援助を行うことを希望する場合、その申請が承認された時点で、賛助会員となることができる。
2. 賛助会員（個人を除く）は、INMMJ の運営に関するいかなる事項について投票権を有しない。
3. 賛助会員に関する規定は、内規に定める。

## 第Ⅵ条 — 会員の退会、再入会および会員資格の終了

### 第1項：退会

INMMJ の会員は、庶務理事に対して書面で通知することにより退会することができる。会費およびその他の債務が全て納入された場合、退会が認められる。

### 第2項：再入会

1. 第Ⅵ条第1項に規定する条件の下で退会した会員は、INMMJ の庶務理事に第Ⅴ条第2項1. と同様の入会申請書を提出することにより、再入会することができる。
2. 再入会は、庶務理事が、第Ⅴ条第2項1. に基づき入会申請書を審査し、会員資格基準を満たすと確認した場合に認められる。
3. 庶務理事は、第Ⅴ条第2項2. から4. に定める手続と同様の手続を実施する。
4. 当該会員は、再入会年度の会費を納入した時点で、全ての会員特典が再適用される。
5. INMM 米国本部のグレードである Senior(シニア)、Fellow(フェロー)および Emeritus member(エメリタスメンバー)の資格の復帰には、INMM 米国本部理事会の承認が必要である。

### 第3項：会員の終了

いかなる会員も、当該年度の1月末時点までに会費を納入しなかった場合は、会員を終了する。

## 第Ⅶ条 — 役員および理事の選挙

### 第1項：役員および理事

役員は、会長、副会長、庶務理事および会計理事とし、いずれも INMM 米国本部のメンバーでなければならない。また、正会員から8名の理事を選出する。

### 第2項：推薦・立候補

1. 理事会（第Ⅷ条第2項参照）は、選挙実施年度の8月1日までに、会長、副会長、庶

務理事、会計理事および理事の各役職の候補者として、選挙に必要な1名以上の正会員の氏名を庶務理事に提出する。役員および理事の候補者は、複数の役職の候補者にはなれない。

2. さらに、正会員は、7月15日までに少なくとも15名の正会員の推薦を受けた立候補届を庶務理事に提出することにより、全ての役職の候補者となることができる。

### 第3項：選挙

INMMJの役員および理事は、INMMJの正会員による投票により、次のとおり選出される。

1. 庶務理事は、正会員に対し、候補者の氏名および候補者が指名された役職名を記載した投票用紙を郵送するか、電子投票を実施する。  
郵送投票の場合、庶務理事は、記入された投票用紙を封印できる封筒を投票用紙とともに提供する。正会員は封印した封筒に署名し、庶務理事に返送しなければならない。投票用紙で投票する際、正会員は、庶務理事から正会員に送付された投票用紙に、役員等の候補者として相応しい名前が無い場合、他の正会員名を役職の候補者として書き入れ、その正会員に投票することができる。
2. ある役員職について2名以上の候補者で投票が行われ、いずれの候補者も過半数の票を獲得しなかった場合は、最初の選挙で最も多くの票を獲得した上位2名の候補者を選挙の候補者とする、特別選挙を実施する。この特別選挙において、投票者の過半数の票を得た候補者を当選とする。理事は、得票数の多い順に選出される。
3. 選挙後、会長は理事会を招集し、その際、新たに選出された役員および理事は、退任する役員および理事と会談し、その年の9月30日までに各役員および理事の職務の引き継ぎを行う。
4. 庶務理事は、選挙実施年の10月1日前までに、選挙の結果を正会員に通知する。

### 第4項：役員および理事の任期

1. 選出された役員の任期は、選出された年の10月1日から2年間とする。役員は再選されることができる。
2. 選出された理事の任期は2年とする。理事は再選されることができる。
3. 全ての役員および理事は、無報酬で務める。
4. 会長職に空席が生じた場合、副会長はその職を退き、残任期間中の会長となる。理事会に生じたその他の空席は、その残存任期に対する理事会の暫定的な任命により補充する。

## 第Ⅶ条 一 会議

### 第1項：総会

1. INMMJの総会は、毎年少なくとも1回開催する。

2. 総会の日時および場所は、理事会が決定する。
3. 議事の進行は、会長が行う。
4. INMMJの正会員の10分の1の出席を定足数とする。

#### 第2項：理事会

1. 理事会は、役員、前会長および理事（以下、「理事会主構成員」という）をもって構成する。
2. 企画委員長（第X条第2項参照）、年次大会プログラム委員長（第X条第3項参照）および広報委員長（第X条第4項参照）は、職務上の理事会の構成員とする。
3. 会長は、理事会の議長を務める。会長が理事会に出席できない場合は、副会長が理事会の議長を務める。理事会に会長および副会長の両方が欠席した場合、理事会は出席者の中から議長を選出する。
4. 理事会は、原則として3ヶ月に1回、または理事会主構成員の過半数が書面で会長に要請したとき開催する。
5. 理事会の定足数は、理事会主構成員の6名以上とする。
6. 理事会の会議と会議の間に理事会の決議が必要な事項は、内規に基づき、電子投票により決議する。

#### 第3項：企画委員会、年次大会プログラム委員会および広報委員会

1. 第X条第2項、第3項および第4項に基づき、理事会が任命した企画委員長、年次大会プログラム委員長および広報委員長は、内規に基づき各委員会の会議を開催する。
2. 各委員長の任期および職務については、内規に規定する。

### 第IX条 - 役員および理事会の職務

#### 第1項：役員の職務

役員の職務は、役員が通常行う業務のほか、本会則または内規に規定された業務、および理事会が随時割り当てるその他の業務とする。

1. 会長は、INMMJの全ての会合を統括し、その職責に属する全ての職務を遂行する。
2. 副会長は、付託された全ての事項において会長を補佐し、会長が不在の場合は、その全ての職務を代行する。
3. 庶務理事は、理事会の議事録を管理し、理事会の書記を務める。庶務理事は、また次のことも行う。
  - (1) 総会の開催を正会員に事前に通知する。
  - (2) 役員および理事を選出するための投票用紙を正会員に送付する。
  - (3) 選挙の結果を正会員に通知する。
  - (4) 新入会員の氏名を会員名簿に記載し、INMM 米国本部のメンバーとして承認された

ことを新入会員へ通知する。

- (5) その他、役員として求められる業務または理事会が指定する業務を執行する。
  - (6) INMMJ の全ての帳簿、記録、通信文および文書を後任者に引き継ぐ。
  - (7) 第XI条に規定する会則の改正に関する業務を執行する。
4. 会計理事は、INMMJ の資金を集め、管理し、および支出し、毎年 INMMJ の予算を作成する。理事会が INMMJ の年間予算を承認し、事業年度中にその予算を補正した場合、会計理事には充当された資金を支出する権限がある。会計理事は、また次のことも行う。
- (1) INMMJ の会計記録を適正に管理する。
  - (2) 会計処理が一般に公正妥当と認められた会計慣行に合致していることを確認する。
  - (3) 会計年度の終了時および理事会議長の要求により、理事会に会計報告を行う。
  - (4) 毎年各会員に対し、会費納入の通知を行う。
  - (5) 年次大会の参加費納入の通知を行う。
  - (6) その他、役員として求められる業務または理事会が要請する業務を行う。
  - (7) INMMJ が保有する全ての資金および財産を後任者に引き渡す。

## 第2項：理事会の職務

理事会は、INMMJ の運営組織として本会則に基づき、INMMJ の事業および事務を実施し、管理し、および指揮する全権限を有する。その職務には以下が含まれる。

- (1) 第IV条第1項に基づき、内規を適正に管理する。内規を改正するには、理事会主構成員の少なくとも3分の2の賛成を必要とする。
- (2) 経理処理に関する監事の監査報告書を確認する。
- (3) 全ての会議報告および提案を確認する。
- (4) 内規の規定を解釈し執行する。
- (5) 会則の改正を提案する。
- (6) 会長以外の役員および理事の空席を補充する。
- (7) INMMJ の業務を適切に遂行するために必要なその他の委員会を選定し、設置する。

## 第3項：事務局長

1. 理事会は、事務局長を任命する。
2. 庶務理事および会計理事は、理事会の承認を得て、事務局長に業務を委嘱することができる。

## 第X条－監事、企画委員長、年次大会プログラム委員長および広報委員長

### 第1項：監事

理事会は、INMMJ の経理処理が適切に管理および適用されていることを確認するため、監事1名を任命する。監事は、理事会主構成員以外の正会員の中から選出する。監事の任期、

具体的な職務および責任については、理事会が内規で定義し規定する。

#### 第2項：企画委員長

INMMJが、時報、ワークショップ、シンポジウム、フォーラムおよびその実施に関する企画を行うため、理事会は企画委員会を設置し、企画委員長を任命する。企画委員長は、役員および理事を含む正会員の中から選出する。任期および職務は内規に定める。

#### 第3項：年次大会プログラム委員長

INMMJの年次大会の企画および実施のため、理事会は年次大会プログラム委員会を設置し、年次大会プログラム委員長（以下、「プログラム委員長」という）を任命する。

プログラム委員長は、役員および理事を含む正会員から選出する。任期および職務は内規に定める。

#### 第4項：広報委員長

INMMJの役割、目的および活動を周知するため、理事会は広報委員会を設置し、広報委員長を任命する。広報委員長は、役員および理事を含む正会員から選出する。広報委員長は、広報委員会の全ての活動がINMM米国本部の方針に準拠するように運営する。広報委員会は、広報に関する審議、検討、提案、企画およびニュースレターの発行を行い、その任期および職務の詳細は内規に定める。

### 第XI条 — 改正

#### 第1項：改正提案

本会則の改正は、以下に従って提案することができる。

1. 本会則第IX条第2項(5)に基づき、理事会が改正提案を承認した場合、および
2. 正会員15名が、署名入りの文書で庶務理事を通じて理事会に改正提案を提出した場合

#### 第2項：投票

1. 庶務理事は、正会員に対し、改正提案の受諾に関する投票を記録できる投票用紙と一緒に、改正提案の写しを送付する。
2. 改正提案をINMM米国本部理事会に提出するためには、少なくとも正会員の3分の2の賛成票を得なければならない。

#### 第3項：承認

INMMJの正会員の投票により改正提案が可決された場合、庶務理事は、本会則の改正提案をINMM米国本部理事会に送付しその承認を得る。

#### 第4項：通知

庶務理事は、INMM 米国本部理事会による改正提案の承認結果を、遅滞なく正会員に通知する。

#### 附則

改正された本会則は、INMM 米国本部理事会での承認を踏まえて、2023 年 2 月 1 日より施行する。また、既存の会則は、その時点で廃止される。

#### 附則

改正された日本語の本会則は、2024 年 4 月 1 日より施行する。また、既存の会則は、その時点で廃止される。